



人 委 第 8 号
平成21年5月14日

京都市会議長 富 きくお 様
京 都 市 長 門 川 大 作 様

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置等
について

人事院は、平成21年5月1日、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置等について勧告を行いました。

本委員会は、本年も例年どおり民間給与の実態を精査し、その結果を職員の給与と精確に比較したうえで、必要に応じ較差解消のための措置の勧告等を行う所存であります。

しかしながら、国内外の急速な景気悪化の影響が市内事業所にも及んでいること、市内の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合はこれまで国と同様の傾向で推移してきたことを考慮すれば、調整的措置として職員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当等について、人事院勧告に準じて所要の措置を講じられることが適当と思料し、地方公務員法第8条第1項第3号の規定に基づき意見を申し出ます。